第四　在宅医療

一　在宅療養支援病院の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

(1)　保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。

(2)　当該病院において、二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

(3)　当該病院において、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

(4)　往診担当医は、当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること。

(5)　当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該病院の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

(6)　当該病院において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること。

(7)　訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、当該訪問看護ステーションが緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

(8)　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(9)　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

(10)　定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

一の一の二　往診料に規定する時間

保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の一の三　在宅患者訪問診療料に規定する疾病等

別表第七に掲げる疾病等

一の二　在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料の施設基準等

(1)　在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に在宅医療の調整担当者が一名以上配置されていること。

ロ　患者に対して医療を提供できる体制が継続的に確保されていること。

(2)　在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料に規定する診療に係る費用診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第2章第1部医学管理等及び第2部在宅医療に掲げる診療に係る費用のうち次に掲げるもの

イ　区分番号Ｂ０００に掲げる特定疾患療養管理料

ロ　区分番号Ｂ００１の５に掲げる小児科療養指導料

ハ　区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料

ニ　区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料

ホ　区分番号Ｂ００１の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料

ヘ　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料

(3)　重症者加算に規定する状態等にある患者

別表第三の一の二に掲げる者

二　在宅末期医療総合診療料の施設基準

(1)　在宅末期医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　緊急時の入院体制が整備されていること。

三　削除

四　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する疾病等

(1)　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する疾病等

別表第七に掲げる疾病等

(2)　在宅患者訪問看護・指導料の注1ただし書、同一建物居住者訪問看護・指導料の注1ただし書及び訪問看護指示料の注2に規定する者

別表第七の二に掲げる者

(3)　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

別表第七の三に掲げる者

(4)　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者

別表第八に掲げる者

(5)　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの

別表第八第一号に掲げる者

四の二　厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者

一人の看護師等による訪問看護・指導が困難な者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　別表第七に掲げる疾病等の患者

(2)　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者

(3)　別表第八に掲げる者

(4)　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者

五　在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食

六　在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

六の二　在宅血液透析指導管理料の施設基準

在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

六の三　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患

別表第九の一の二に掲げる疾患

七　地域医療連携体制加算の施設基準

(1)　診療所であること。

(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。

八　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準等

(1)　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準

イ　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。

ロ　歯科衛生士又は看護師が配置されていること。

ハ　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。

ニ　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

(2)　在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患

別表第六に掲げる疾患